

有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認定の技術的基準の一部改正新旧対照表

○有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認定の技術的基準（平成17年11月25日農林水産省告示第1830号）

（下線部分は改正部分）

新（平成27年12月3日農林水産省告示第2598号）	旧
<p>二 生産行程の管理又は把握の実施方法</p> <p>1 (略)</p> <p>2 次の事項（採取場において有機農産物又は有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。以下同じ。）を採取する場合にあっては、(1)から(3)に掲げる事項を除く。）について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) スプラウト類を栽培施設で生産する場合にあっては、種子の殺菌に関する事項</u></p> <p><u>(3)～(8) (略)</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>三 生産行程の管理又は把握を担当する者の資格及び人数</p> <p>1 生産行程管理担当者</p> <p>生産行程の管理又は把握を担当する者（以下「生産行程管理担当者」という。）として、次のいずれかに該当する者が1人以上（当該生産行程管理者が複数の生産及び保管に係る施設を管理し、又は把握している場合にあっては、当該施設の数、分散の状況等に応じて適正な生産行程の管理又は把握を行うのに必要な人数以上）置かれていること。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学で農業生産に関する授業科目の単位を取得して卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者であって、農業生産又は農業生産に関する指導、調査若しくは試験研究に1年以上従事した経験を有するもの</p> <p>(2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者であって、農業生産又は農業生産に関する指導、調査若しくは試験研究に2年以上従事した経験を有するもの</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>五 格付を担当する者の資格及び人数</p> <p>1 格付担当者</p> <p>格付を担当する者（以下「格付担当者」という。）として、三の1の(1)から(3)までのいずれかに該当する者であって、講習会において有機農産物又は有機飼料の格付に関する課程を修了したものが1人以上（当該生産行程管理者が複数の生産及び保管に係る施設を管理し、又は把握している場合にあっては、当該施設の数、分散の状況等に応じて適正な格付を行うのに必要な人数以上）置かれていること。</p> <p>2 格付責任者</p>	<p>二 生産行程の管理又は把握の実施方法</p> <p>1 (略)</p> <p>2 次の事項（採取場において有機農産物又は有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。以下同じ。）を採取する場合にあっては、(1)及び(2)に掲げる事項を除く。）について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>[新設]</p> <p><u>(2)～(7) (略)</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>三 生産行程の管理又は把握を担当する者の資格及び人数</p> <p>1 生産行程管理担当者</p> <p>生産行程の管理又は把握を担当する者（以下「生産行程管理担当者」という。）として、次のいずれかに該当する者が1人以上（当該生産行程管理者が複数の生産及び保管に係る施設を管理し、又は把握している場合には、当該施設の数、分散の状況等に応じて適正な生産行程の管理又は把握を行うのに必要な人数以上）置かれていること。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学若しくは旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校以上の学校で農業生産に関する授業科目の単位を取得して卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者であって、農業生産又は農業生産に関する指導、調査若しくは試験研究に1年以上従事した経験を有するもの</p> <p>(2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者であって、農業生産又は農業生産に関する指導、調査若しくは試験研究に2年以上従事した経験を有するもの</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>五 格付を担当する者の資格及び人数</p> <p>1 格付担当者</p> <p>格付を担当する者（以下「格付担当者」という。）として、三の1の(1)から(3)までのいずれかに該当する者であって、講習会において有機農産物又は有機飼料の格付に関する課程を修了したものが1人以上（当該生産行程管理者が複数の生産及び保管に係る施設を管理し、又は把握している場合には、当該施設の数、分散の状況等に応じて適正な格付を行うのに必要な人数以上）置かれていること。</p> <p>2 格付責任者</p>

格付担当者が複数置かれている場合にあつては、格付担当者の中から格付責任者として1人選任されていること。

格付担当者が複数置かれている場合には、格付担当者の中から格付責任者として1人選任されていること。